

「一支国」

【新年号】

家畜衛生情報誌



～新年を迎えて～



新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、健やかに初春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の流行により、消費が落ち込み、牛肉枝肉価格や子牛価格が大幅に下落するなど畜産農家の経営にも大きな影響を受けました。昨年末から枝肉価格等は回復基調にありますが、家畜保健衛生所としましては、引き続き、繁殖成績向上や家畜疾病低減等による生産性向上対策に取り組んでまいりますので、皆様におかれましても、経営の安定に努めていただきたいと存じます。

一方、家畜衛生情勢につきましては、昨年11月以降、国内の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザが多発し、野鳥からも国内複数箇所高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されており、壱岐における発生リスクも非常に高い状況となっております。また、国内の豚熱の発生はワクチン接種により新たな発生はみられていませんが、感染のしし確認地域は徐々に広がっています。一方、口蹄疫やアフリカ豚熱については、近隣諸国で継続して発生がみられ、国内への侵入が危惧されています。

このような中、当所としましては、家畜伝染病発生防止対策や防疫体制強化に努めてまいりますので、畜産農家の皆様におかれましては、飼養衛生管理基準遵守により発生防止に努めて下さるようお願いいたします。

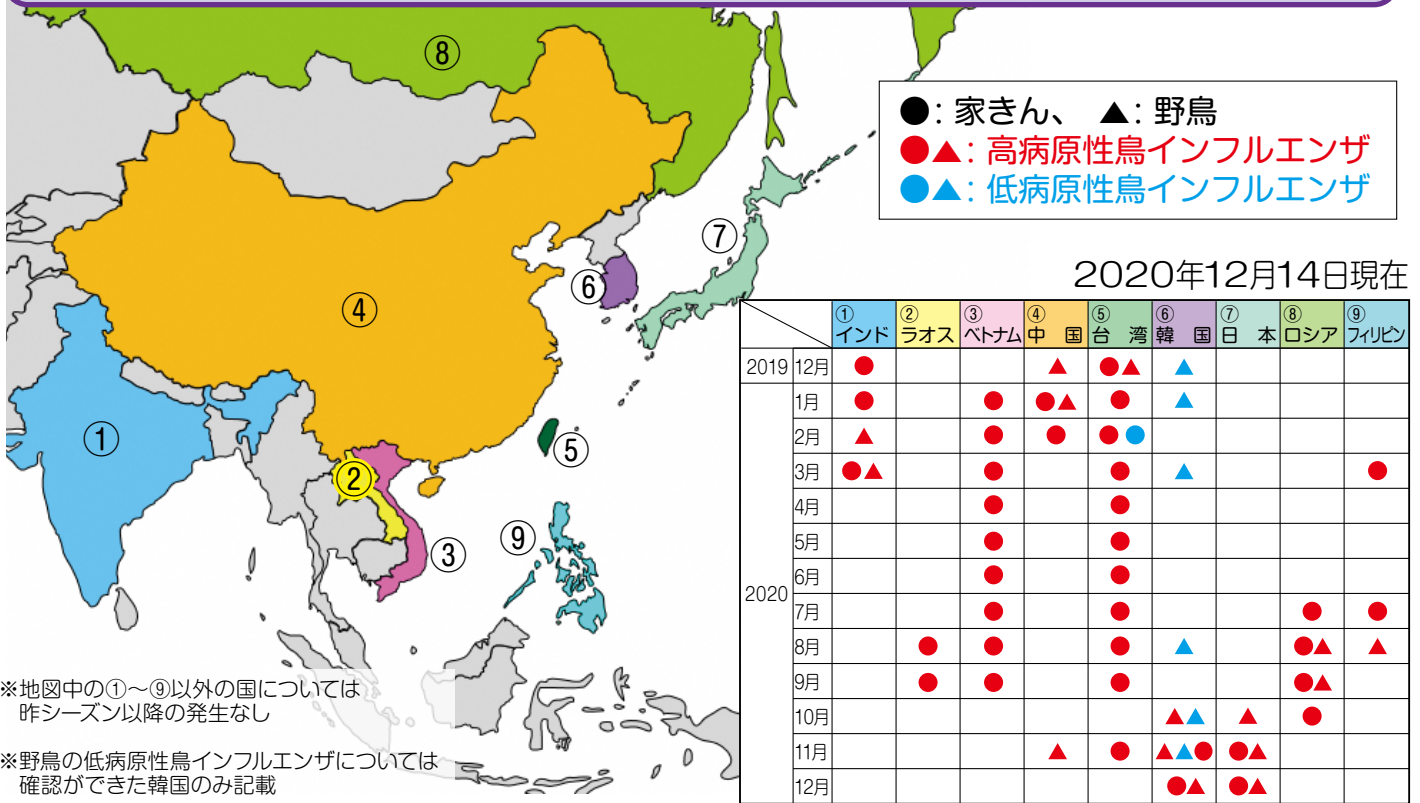
最後になりましたが、この1年が皆様にとって良い1年となりますよう心からお祈り申し上げます。

壱岐家畜保健衛生所長 鬼塚 伸幸

壱岐振興局農林水産部 壱岐家畜保健衛生所

〒811-5734 長崎県壱岐市芦辺町国分本村触1385-1 TEL : (0920)45-3031
E-mail : s13230@pref.nagasaki.lg.jp FAX : (0920)45-3386

近隣諸国における 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況

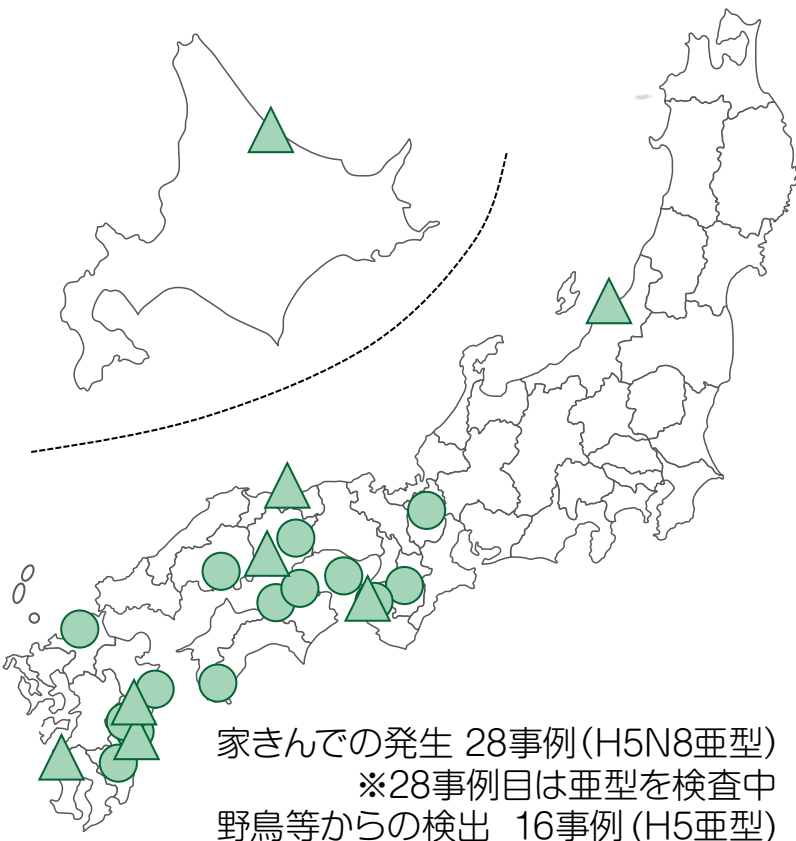


国内における今冬の高病原性鳥インフルエンザ発生状況

家きんでの発生 (高病原性) ●
死亡野鳥、野鳥糞便、環境材料からのウイルス検出 (高病原性) ▲

家きんでの発生 12月18日現在

事例	発生県	市町村	発生日
1	香川	三豊市	R2.11.5
2		東かがわ市	R2.11.8
3		三豊市	R2.11.11
4			R2.11.13
5			R2.11.15
6、7			R2.11.20
8			R2.11.21
9		福岡	宗像市
10	兵庫	淡路市	
11	宮崎	日向市	R2.12.1
12		都農町	R2.12.2
13、14	香川	三豊町	
15	宮崎	都城市	R2.12.3
16	奈良	五條市	R2.12.6
17	広島	三原市	R2.12.7
18	宮崎	都城市	
19		小林市	R2.12.8
20	大分	佐伯市	R2.12.10
21	和歌山	紀の川市	
22	岡山	美作市	R2.12.11
23	滋賀	東近江市	R2.12.13
24	宮崎	宮崎市	R2.12.14
25	香川	三豊市	
26	宮崎	日向市	
27	高知	宿毛市	
28	香川	三豊市	R2.12.16



鳥インフルエンザ発生予防の徹底をお願いします！

今冬、国内では、12月18日現在、11県において28事例の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、340万羽の鶏が殺処分されました。また、8道県において、死亡野鳥、野鳥糞便、野鳥が飛来した場所の環境水等から、高病原性鳥インフルエンザウイルスが16事例、検出されています。近隣諸国でも野鳥から高病原性、低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、また農場でも高病原性鳥インフルエンザが発生している状況であり、今冬は特に、本病が家きん舎へ侵入するリスクが非常に高い状態です。

本病は飼育規模に関わらず、発生する恐れがあります。家きんを飼育されている皆様には、ご自身の家きん舎について、衛生管理を再点検し、家きん舎に本病のウイルスを入れないために最大限の警戒態勢を取られることをお願いします。

発生予防のポイント

人による持込対策



- 衛生管理区域入口における**入場車両**への動噴、消石灰帯等による消毒の徹底。
- 衛生管理区域専用の服と靴**の使用。
- 家きん舎毎に専用の靴**の使用、履替時の交差汚染防止。
- 衛生管理区域入口及び家きん舎入口に**手指の消毒液**等を設置。立入の際必ず手指を洗浄、消毒。

小型野生動物侵入対策



- ウイルスが付着したネズミ等の家きん舎への侵入防止
- 壁等の破損**の修繕、排水溝等からの侵入防止（金網等の設置）。
- 殺鼠剤**や**トラップ**によるネズミ対策。
- 待受消毒**として**家きん舎周囲への消石灰散布**（1m以上の幅）。

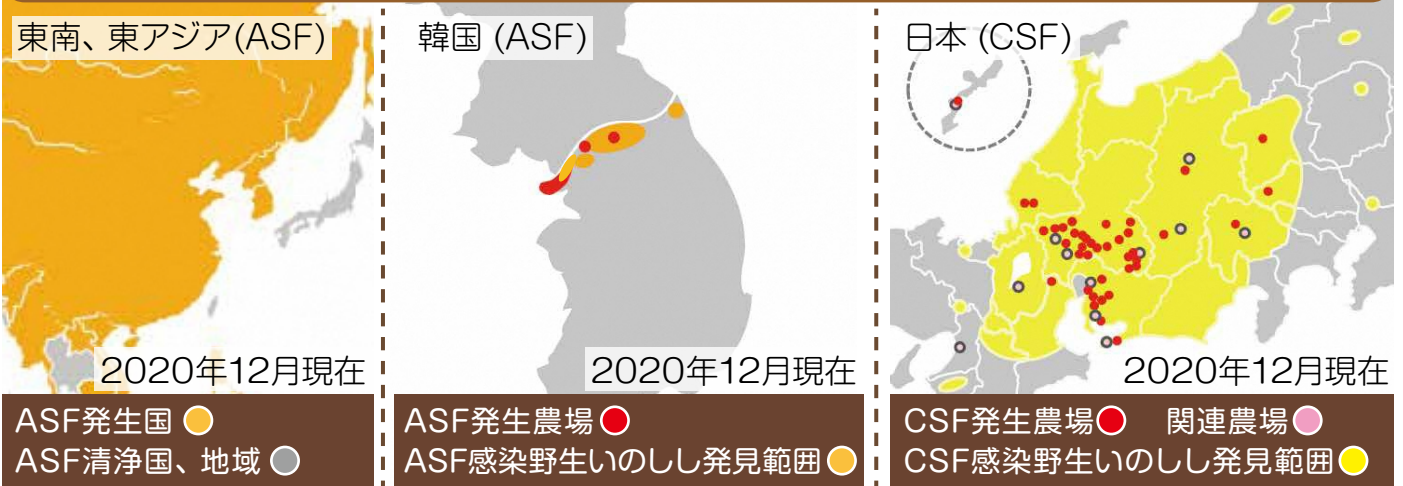
野鳥侵入対策



- スズメ等野鳥の家きん舎への侵入防止
- 防鳥ネット**や**金網の点検、補修**。
- 家きん舎周囲の樹木の剪定。



アフリカ豚熱 (ASF) と豚熱 (CSF) の発生状況



ASFは、依然として欧州や東南アジア、東アジアで継続的に発生しており、アジアでは13の国と地域に拡大しています。日本はASFの清浄国ですが、今年はマニラから羽田空港へ違法に持ち込まれたソーセージから、感染力を持った本病のウイルスが分離されており、本病の国内への侵入が強く懸念されます。

CSFは、農場におけるワクチン接種開始（2019年10月）以降、発生は減ったものの、今年は沖縄県で発生したほか、9月には群馬県のワクチン接種農場でも発生しています。また、本州では野生いのししの感染個体が発見される地域が徐々に拡大しており、これに伴い、ワクチン接種推奨地域も拡大し、9月に宮城県と山形県が加わり27都府県となっています。今後もこれらの疾病に対する警戒を怠ることなく、発生予防に努めることが重要です。

家畜伝染病の発生に備えて、防疫演習を開催

車両消毒



捕鳥作業



高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等が発生した際には、迅速かつ的確な防疫対応が必要であるため、壱岐地区では毎年、防疫演習により防疫体制の維持及び強化に努めています。

10月27日には港に消毒ポイント設置することを想定し、ポイントの設置から車両消毒作業について、11月30日には高病原性鳥インフルエンザ発生を想定し、防護服の着脱、捕鳥および殺処分作業について、演習を実施し作業内容の確認を行いました。

演習には、県のみならず市や関係団体の職員の方々にも参加していただき、作業内容の理解を深めていただきました。今後も、関係者の皆様と連携しながら防疫対策に取り組んでいきますので、ご協力をよろしくお願い致します。

改正家畜改良増殖法の施行について

令和2年10月1日、主に国外への不正持ち出しを防止することを目的に、和牛遺伝資源の流通管理の徹底を図るため、改正家畜改良増殖法が施行されました。

このことに関して、吉岐島内の家畜人工授精所や家畜人工授精師の方々には、勉強会を通じて改正内容をご理解いただくと共に、遵守徹底についてご協力をお願いしています。

生産者の皆様におかれましては、以下の主な改正点についてご承知いただくと共に、次項の家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律と併せて遵守していただき、精液等の流通適正化にご協力いただきますようお願いいたします。

◆ 家畜人工授精用精液等の保存場所

法第12条関係

家畜人工授精所等以外の場所で、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を保存してはならない。

凍結精液等の品質維持や適正な家畜人工授精等の実施のため、**精液等の「保存」の場所**は、**家畜人工授精所や家畜改良センター、家畜保健衛生所、国や自治体が開設する畜産試験場とする事が明確化**されました。

保存を実施するのは、獣医師又は家畜人工授精師でなくても可能であり、譲渡作業（液体窒素の補充、精液等の移し替え）は保存の一環となります。

	採取	処 理				保存	注入
		検査	希釈等	収容・封	凍結		
家畜人工授精師	○	○	○	○	○	○	
獣医師	○	○	○	○	○	○	
その他	×	×	×	×	×	×	
実施場所	家畜人工授精所						農場等

◆ 家畜人工授精所を介さない譲渡・注入（譲渡等）の禁止

法第14条関係

家畜人工授精所等において衛生的に保存されていること、その他の農林水産省令で定める基準に適合しない家畜人工授精用精液等は、譲渡等してはならない。

家畜人工授精所を開設していない畜産農家が保存する家畜人工授精用精液等は、譲渡や他農場の雌畜へ注入・移植する事ができません。

また、上記の第12条関係により、精液等の保存は家畜人工授精所等でしか行う事ができないことと併せて、**家畜人工授精所等でなければ譲渡等は行う事ができないことが明確化**されました。

家畜遺伝資源法が施行されました

国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために、**家畜遺伝資源法**（家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律）が、令和2年10月1日に施行されました。

不正流通の防止 及び価値の保護 のための措置

和牛の精液・受精卵について、知的財産としての価値の保護の観点から、

- ① 詐欺・窃盗により取得、譲渡することや、他人から預かったものを不正に取得、使用、譲渡すること
 - ② 契約に違反して使用、譲渡等すること
 - ③ ①、②を使って生産された子牛や受精卵を使用、譲渡等すること
 - ④ ③を使って生産された子牛（孫牛）や精液、受精卵を譲渡等すること
 - ⑤ ①～④の不正な経緯を知って、又は重大な過失により知らずに、転売を受けること
- これらに該当する行為に関して、差止請求、損害賠償請求が可能となっています。

罰則 の 導入

不正競争への抑止力強化のため、悪質の高い不正行為については、罰則が適用されます。

個人の場合：10年以下の懲役又は1千万円以下の罰金

法人の場合：3億円以下の罰金

家畜排せつ物の適正管理について

家畜排せつ物は、堆肥化など適切な処理を施すことによって、肥料等としての有効活用が期待されるなど、**農村地域における貴重な資源としての側面を有する**ものです。その一方で、不適切な管理によって悪臭の発生要因となったり、流出して水質汚染を招くなど、**環境問題の発生源としての側面も有します**。

このため、畜産を営む者には、『家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律』に基づき、家畜排せつ物の適正管理が義務付けられています。

以下の管理基準を遵守のうえ適正な管理をお願いします。

管理基準

◆施設の構造に関する基準

- ・ふんの処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を有するものとする
- ・尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とする

◆家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- ・家畜排せつ物は、施設において管理すること
- ・送風装置等を設置している場合には、その維持管理を適切に行うこと
- ・管理施設の定期的な点検を行い、施設に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと
- ・家畜排せつ物の年間発生量、処理の方法、処理量について記録すること

